

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）4月26日

北海道空知地域創生協議会 会長 白石 俊哉

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

道内向けオンラインイベント「そらち・デ・ビューフェア 2023」委託業務

(2) 業務の概要

ア 目的

本業務は、アフターコロナを見据え、空知に来て「遊ぶ」をテーマに、空知で楽しむことのできるアクティビティを、空知の「食」とともに紹介し、市町と連携して空知の魅力をPRすることにより、空知への誘客促進を目的とする。

イ 内容

(ア) オンラインイベントの開催

- 空知に来て体験し楽しむことのできるキャンプ場、スポーツ、温泉などのアクティビティを、空知の「食」とともにPRし、誘客促進を図るオンラインイベントを企画し、その内容を提案すること。
- 配信を見た参加者が空知を訪れたい内容とすること。
- 空知管内のアドベンチャートラベルの体験メニューを盛り込むこと。
- 空知管内の特産品や旬の食材、飲食店などを紹介すること。
- YouTube等、参加者が無料で利用できる動画配信サイトを使用した1時間30分程度のイベントとし、参加者数については前年参加者数を上回るよう努めること。
- 配信会場は空知管内の観光スポットや飲食店とすること。
- イベント参加者のメインターゲットは、アクティビティや「食」に関心のある人とする。
- イベント開催時期は令和5年（2023年）9月23日（土）を第一候補日とし、配信時間は別途協議の上、最終決定すること。
- そらち応援大使である鈴井貴之氏を出演者に起用することとし、出演料については、北海道空知地域創生協議会（以下「協議会」という。）から直接支払うものとする。
- その他の出演者には、幅広い年代に対して空知の魅力を伝えることができる人を起用し、空知の魅力を語ってもらうこと。
- 参加者からの質問コーナーや特産品をプレゼントする企画等を盛り込むなど、視聴者参加型のイベントを目指すこと。
- 実際に空知を訪れたり、特産品を購入するといった、参加者の消費行動を促進する仕組みを盛り込むこと。
- 空知管内のイベント情報を盛り込むこと。
- 映像配信には、外の景色、空知の各地域の風景等の映像を織り交ぜるなど、食以外の魅力も発信すること。
- 24市町の情報をバランスよく取り上げること。
- オンラインイベント実施に必要な機材の確保を行うこと。
- 上記の内容を盛り込んだ台本を作成し、円滑な進行を図ること。
- 参加者アンケートを実施し、その結果を報告書に記載すること。
- 配信動画はイベント終了後にもアーカイブとして配信し、実績報告書には、配信動画を記録した媒体を添付すること。

(イ) 情報発信

- イベントの開催について、ウェブサイトやSNS等を活用し、オンライン上で告知を行うとともに、必要に応じて、オフラインでの告知についても提案を行うこと。
- 協議会が運営するSNSのフォロワーが増えるような仕組みを構築すること。

(ウ) 実績報告書の作成

- オンラインイベントや情報発信の実施結果等を報告書として取りまとめ、DVD又はCD-R等の媒体1体及び紙媒体2部により提出すること。

(エ) 留意事項

- ・ 本委託業務の実施にあたっては、協議会の構成団体（空知管内 24 市町及び協議会）と連携すること。
- ・ 委託契約締結後速やかに協議会と企画会議を開催するとともに、必要に応じて打合会議を実施し、協議会及び出演者等との情報共有を行うこと。
- ・ 業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行うこと。

ウ 履行期限（契約期間）

委託契約締結の日（6月を想定）から令和5年（2023年）12月28日（木）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点をもつものであること。
また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものがその構成員に含まれること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査等

(1) 担当部局

〒068-8558 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内
北海道空知地域創生協議会事務局（担当：小倉）
電話番号 0126-20-0036（直通）
FAX 番号 0126-25-8144

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の（ア）から（エ）までに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請期限 令和5年（2023年）5月12日（金）17時（必着）

(イ) 申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送（書留郵便等送付記録が残る方法に限る。）により提出（持参の場合は平日の9時から17時まで。）

(ウ) 申請場所 上記（1）担当部局に同じ。

(エ) 提出部数 1部

イ 所定様式等については、次の方法により交付する。

(ア) 担当部局にて直接交付（平日の9時から17時まで。）

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

URL : <http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

(3) 審査結果

審査を行ったときは、申請者に対し審査結果を通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

4 企画提案書の提出

ア 3の(3)の要請を受けた者は、次の(ア)から(エ)までに定めるところにより、企画提案書を提出すること。

(ア) 提出期限 令和5年(2023年)5月26日(金)17時(必着)

(イ) 提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送(書留郵便等送付記録が残る方法に限る。)により提出(持参の場合は平日の9時から17時まで。)

(ウ) 提出場所 3の(1)の担当部局に同じ。

イ 所定様式については、次の方法により交付する。

(ア) 担当部局にて直接交付(平日の9時から17時まで。)

(イ) 北海道空知総合振興局ホームページからダウンロード

URL : <http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途経費取扱要領の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は公表する。

(3) 詳細は「企画提案指示書」による。

(4) 関連情報に係る照会窓口は3の(1)担当部局に同じ。